



岩手労働局発表
平成 29 年 11 月 22 日

【照会先】
岩手労働局労働基準部健康安全課
課長 小田 昭信
主任衛生専門官 福田 利文
(電話) 019-604-3007

「平成 29 年度 いわて年末年始無災害運動」を実施します

～岩手労働局長による P R 用のぼり旗の設置を行います～

岩手労働局（局長 久古谷 敏行）は、年末年始の労働災害防止を目的に「平成 29 年度 いわて年末年始無災害運動」を、岩手労働災害防止団体連絡協議会と共催で実施します。

運動の初日である平成 29 年 12 月 1 日には、この運動の P R のため、矢巾町流通センター南二丁目において、岩手労働局長を始め、岩手労働災害防止団体連絡協議会の役員等によるのぼり旗の設置セレモニーを行います。

のぼり旗設置セレモニー

1 日 時 平成 29 年 12 月 1 日（金）午前 11 時 00 分から

2 場 所 ・セレモニー

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部

（紫波郡矢巾町流通センター二丁目 9-1（岩手県トラック協会内））

・のぼり旗設置

主要地方道盛岡和賀線沿線の広宮沢公園前、岩手トラックターミナル前、岩手県トラック協会前

運動の主唱者：岩手労働局 岩手労働災害防止団体連絡協議会

運動の期間：平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日

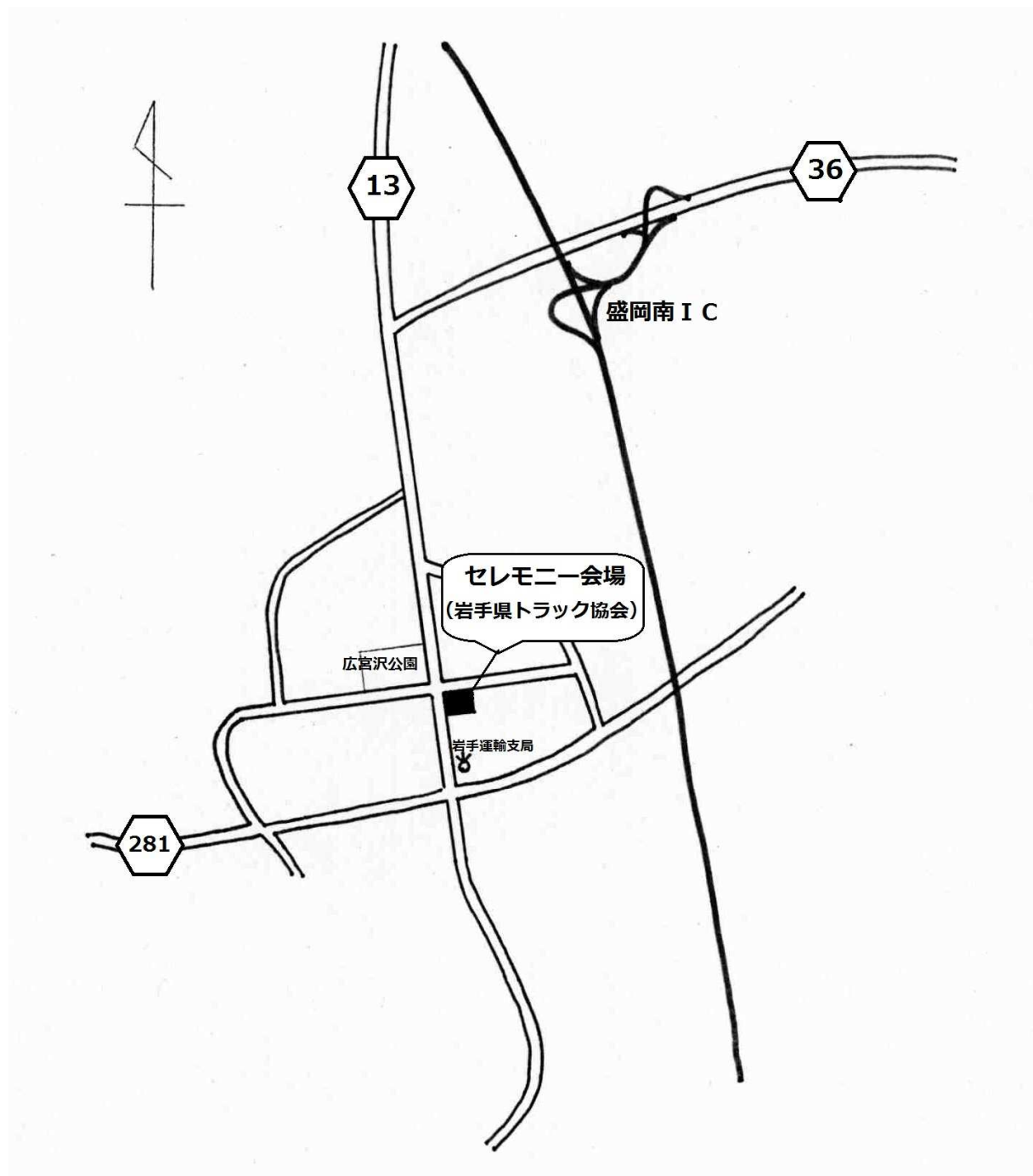
運動の趣旨：年末年始は、慌ただしさに加え、特に岩手県内では、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故など冬季特有の労働災害が多く発生し、その死傷者数は、毎年、実施期間中の全数のうち、転倒災害では約 5 割、交通労働災害では約 4 割を占めています。

そのため、冬季における労働災害を防止することを目的として、各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動して、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものです。

（詳細は別添の実施要綱のとおり）

実施期間中は、各労働基準監督署において地域の労働災害防止団体等と連携し、協議会を開催するほか、安全パトロールなどを実施し、冬季特有災害防止の徹底について事業場に働きかけを行います。

セレモニー会場案内図



平成 29 年度 いわて年末年始無災害運動実施要綱

1 趣旨

岩手県内における労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、平成 23 年から 26 年にかけて 5 年連続の増加となっていたが、平成 27 年以降減少に転じ、平成 28 年は前年比 11 人、0.8% の減少となった。

平成 29 年は第 12 次労働災害防止計画の最終年として計画目標の達成に向けて取り組んできたところであるが、必ずしも減少傾向にあるとはいえず、目標達成は困難な状況にある。

このような状況の中、これから迎える年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクが高まる時季となる。

特に、本県の場合は、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故など冬季特有要因による労働災害の死傷者数が、毎年、実施期間中に発生する転倒災害では約 5 割、交通労働災害では約 4 割を占めていて、冬季における労働災害を防止することが極めて重要である。

このため、「平成 29 年度いわて年末年始無災害運動」は、平成 28 年度に引き続き労働災害を減少させ、平成 30 年における労働災害の大幅な減少を達成するための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものとする。

2 実施期間

平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までとする。

（準備期間 平成 29 年 11 月 1 日から 11 月 30 日まで）

3 スローガン

「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」

4 主唱者

岩手労働局、岩手労働災害防止団体連絡協議会

《岩手労働災害防止団体連絡協議会メンバー》

（公財） 岩手労働基準協会

建設業労働災害防止協会 岩手県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岩手県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 岩手県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東北総支部 岩手支部

（一社）日本砕石協会 岩手県支部

（一社）日本ボイラ協会 岩手支部

（公社）ボイラ・クレーン安全協会 岩手事務所

（公財）岩手県予防医学協会

（公社）建設荷役車両安全技術協会 岩手県支部

岩手県陸砂利工業組合

（独法）労働者健康安全機構 岩手産業保健総合支援センター

5 協賛

岩手県商工会議所連合会

岩手県商工会連合会

岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

6 実施者

各事業場

7 実施事項

(1) 主唱者の実施事項

ア 構成団体各支部等の地区連絡会議の開催等

イ 構成団体各会員への運動周知

ウ 構成団体各会員への労働災害発生状況の提供

エ 協賛団体、国の機関、地方公共団体等への協力要請

オ 報道機関等に対する広報の実施等

カ 安全パトロールの実施等事業場指導の実施

キ リスクアセスメント指針の周知

(2) 各事業場の実施事項

ア 冬季特有災害の防止

① 転倒災害の防止（「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進）

② 車のスリップ事故等交通労働災害の防止

③ 墜落・転落災害の防止

④ 一酸化炭素中毒の防止

イ リスクアセスメント・危険の見える化の実施

ウ 「安全決意宣言」の実施

エ 労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加

いわて年末年始無災害運動

あなたの安全家族の願い
年末年始も無災害

実施期間：平成 29 年 12月1日～平成 30 年 1月31日

準備期間：平成 29 年 11月1日～平成 29 年 11月30日

趣 旨

岩手県内における労働災害による休業4日以上之死傷者数は、平成23年から26年にかけて5年連続の増加となっていたが、平成27年以降減少に転じ、平成28年は前年比11人、0.8%の減少となった。

平成29年は第12次労働災害防止計画の最終年として計画目標の達成に向けて取り組んできたところであるが、必ずしも減少傾向にあるとはいえず、目標達成は困難な状況にある。

このような状況の中、これから迎える年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクが高まる時季となる。

特に、本県の場合は、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故など冬季特有要因による労働災害の死傷者数が、毎年、実施期間中に発生する転倒災害では約5割、交通労働災害では約4割を占めており、冬季における労働災害を防止することが極めて重要である。

このため、「平成29年度いわて年末年始無災害運動」は、平成28年度に引き続き労働災害を減少させ、平成30年における労働災害の大幅な減少を達成するための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものとする。

主唱者 岩手労働局／岩手労働災害防止団体連絡協議会

協議会構成団体：(公財)岩手労働基準協会／建設業労働災害防止協会岩手県支部／陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部／林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部／港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部岩手支部／(一社)日本砕石協会岩手県支部／(一社)日本ボイラ協会岩手支部／(公社)ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所／(公財)岩手県予防医学協会／(公社)建設荷役車両安全技術協会岩手県支部／岩手県陸砂利工業組合／(独)労働者健康安全機構岩手産業保健総合支援センター

協 賛 岩手県商工会議所連合会／岩手県商工会連合会／岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

冬季特有災害を防止しよう！

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- (2) 事務所・工場等の出入り口付近、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- (3) 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- (4) 滑り難い靴等の着用徹底。

2 車両等のスリップ事故の防止

- (1) スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- (2) 余裕を持った車両運行計画の作成。
- (3) 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底。
- (4) 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。

3 雪降ろしの際の災害防止

- (1) 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- (2) 安全装備（滑り難い靴・安全帯・ヘルメット等）の徹底。
- (3) 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- (2) ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- (3) 事業場、工事現場、寄宿舍等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- (2) 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- (3) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- (1) 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- (2) 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく、適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- (2) 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- (1) 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- (2) 雪崩による危険防止。
- (3) 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。

冬季の転倒災害を防止しよう！

（「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進）

こんな場所等は転倒災害防止への注意が必要!!

- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面

